

議案第 87 号

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 8 日提出

大田原市長 津久井 富雄

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項後段中「、若しくは公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項第1号に該当して地方自治法(昭和22年法律第67号)第143条第1項若しくは第164条第2項の規定により失職し」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例(次項において「市長等給与条例」という。)の第4条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「議員報酬等条例」という。)の第5条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の市長等給与条例又は第3条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長等給与条例又は第3条の規定による改正前の議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の市長等給与条例又は第3条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。